

愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人指定審査基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る審査基準は以下による。

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第40条第1号関係）

指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、次の各号の全てに適合すること。

- 一 支援業務に関して、地方公共団体又は法第51条に規定する居住支援協議会から住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の相談先として紹介されるなど連携体制を確保していること。
- 二 申請法人の活動が県及び活動対象市町村の行っている諸施策に反しないこと。
- 三 支援業務を行う区域が定められていること。
- 四 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。
- 五 支援業務を行うにあたっての組織体制、人員体制が備えられていること。
- 六 県内に事務所を有し、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。

2 経理的及び技術的基準（法第40条第2号関係）

申請法人は、次の各号の全てに適合すること。

- 一 支援業務に必要な事業資金を有していること。
- 二 法人として債務超過の状態にないこと。
- 三 法第42条各号のうち、行おうとする業務を、過去（申請年度の過去5年以内）に行っている実績があること。
- 四 家賃債務の保証については、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の登録を受けた家賃債務保証業者（以下「登録業者」という。）が行うものであること。
申請法人が自ら行わない場合にあつては、登録業者と連携を図ること。

3 役員又は職員の構成に関する基準（法第40条第3号関係）

申請法人の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を行わないものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - 二 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている場合。
 - 三 暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合。
 - 四 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
 - 五 前各号いずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている場合。
 - 六 成年被後見人又は被保佐人。
 - 七 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - 八 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。
 - 九 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第二十一条第一項（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。
 - 十 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。（当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）
 - 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する場合。
- 4 支援業務の公正な実施に関する基準（法第40条第4号関係）
- 申請法人は次の各号の全てに適合すること。
- 一 原則、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること。
 - 二 法43条第1項に規定する債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

5 その他の基準（法第40条第5号関係）

申請法人は次の各号の全てに適合すること。

- 一 法人が行う業務として、法第42条各号の居住支援事業を行う備えがあることが意思決定されていること。
- 二 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

附 則

この基準は、平成29年10月25日から施行する。